

令和4年度第1回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年7月14日（木） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦（愛媛大学社会共創学部教授） 委員 柴田 好則（松山大学経営学部准教授） 委員 高橋 直子（弁護士） 委員 丹下 真由美（税理士） 委員 森 貴弘（公認会計士） 委員 渡部 麻紀（株式会社愛媛銀行県庁支店次長）	
審議対象期間	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	3 件	
指名競争入札	3 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【令和4年度入札・契約制度の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体の発注件数は減っているにもかかわらず、不調の率や件数が増えているが、原因をどのように分析するか。 入札参加資格停止措置の関係で、業者が不法投棄していたことが投書で判明したとあるが、こういうことは今までもあったのか。 <p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 余街道改築第13号の3 3・4・5 6 余戸北吉田線 道路改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格を満たしている業者は何者あるのか。 <p>2. 洪援補第20号の1 洪水避難支援体制強化工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事とあるが、前回も同じような入札だったのか。また、その時も同じような応札業者だったのか。 1者応札の理由は。また、評価値が何点を下回ると落札できないという制度はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 手持ち工事が増えていることによる技術者の不足等が大きな要因であると思料。担い手確保の取組みも進めており、もうしばらく推移をみながら、検討を進めていく。 今回の事案は、除草工事において、刈った道路の草を河川敷に仮置きしていたというもの。廃棄物の処理については、事例ごとに指導を行ってきたところであり、今回の事案についても、聴取の中で故意ではない旨の供述はあったが、投棄したことは事実なため、厳格に措置した。 42者が該当する。 前は、当初の設置工事であったが、その際は、県外業者が落札した。今回は、末端施設の設備を更新するということで、県内業者が落札している。 まず一者応札については、本工事は納入済システムの一部を更新する工事であり、システム全体の理解度や、自社の手持ち工事量、技術者の状況等を勘案したうえで、各業者が応札の可否を判断した結果ではないかと推察している。なお、評価値の下限については、設けていない（ただし、評価値については一般的な数値であると考えている）。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価値の算定式はどこで定めているのか。 <p>3. 離（交）林第4号 離島林地荒廃防止工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 4. 6 月から総合評価落札方式において、地域貢献度「年間維持工事等の契約実績」の評価対象を拡大するとのことであるが、本件のような工事が対象となるのか。 ・ 離島の場合は、移動に制約があるなど、条件が厳しくなるが、何か配慮しているのか。 ・ なかなか難しい工事ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価を実施するにあたって、実施要領を定めている。その中で加算点の算出方法も規定しており、当該規定における配点方法等の妥当性については、建設業審議会で審議されたものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注工事の工種が「一般土木」の場合に評価することとしており、今回の工事は「とび・土工・コンクリート工事」のため対象とはならない。 ・ 運搬費等は契約計上している。 ・ 島の上であり、かつ狭いため難しい工事ではある。ただ、継続してやってきている業者もいれば、新規で参入する業者もいる。
<p>○指名競争入札</p>	
<p>4. 東加補改（樹）第1号の2 （二）東川水系東川 総合流域防災工事他（受注者希望型 I C Tモデル工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者希望型 I C Tモデル工事とは何か。 ・ 今回は受注者から希望はあったのか。 ・ 希望があった場合、その業者が優先して選ばれる制度はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業界の担い手不足の解消、そして建設現場の生産性向上のため、 I C Tの技術を使って施工するもの。全者対応はできないため、受注者が希望する場合は提案のうえ施工することになる。例えば掘削する場合、通常だと発注図書から現場で測量して目安を決めていくことになるが、 I C Tを活用し先にデータを機械に読み取らせることで、適正に掘削が進み、時間も短縮できる。 ・ 希望がなかったため、 I C Tで実施していない。 ・ 入札の段階で優先する制度はないが、受注後に業者側が希望する場合は、そこにかかった経費分（機材リース代等）を増額するという取組みは行っている。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ A等級業者が10数者あるが、その中から6者選定した理由をもう少し詳しく教えてほしい。 <p>5. 北海道第16号 (国) 197号 他 道路維持工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の内容に道路パトロール12時間とあるが、これはどのように設定しているのか。 ・ 実際の稼働時間はこれよりも多いのか。 ・ 今年落札した業者は昨年と同じか。 ・ 入札価格については、毎年見直しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所が市街地で、地元の綿密な調整が必要ということで、施工区域に精通している業者を選定するため、施工箇所に近い6者を選定した。 ・ 毎年、1年間にわたって、道路施設を良好に維持修繕するために、過去の実績を踏まえて、道路パトロールの時間を決めている。(1回というわけではない)。 ・ その年の気象状況によって、実績にあわせて変更設計で対応している。 ・ 過去と同じ業者である。ここ3年は同者が受注しているが、本工事は緊急的な対応が必要であり、地域に精通している業者の方がより迅速に対応できるため、結果的に落札しているものと思料。 ・ 当初の設計は概ね250万円程度で発注し、年間の状況によって変更しているが、額は年度によって大小がある。
<p>6. 基設ス三(3)第1号 畑かん施設(その7)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗率が現在3%とあったが、理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラーについては、暑い時期には水撒きで使用するほか、実が大きくなるまでの消毒等にも使うことが多いため、時期を見ながら進めていく工事であるということが一つの要因。また、本工事の施工にあたって、まずは電動ボール弁や空気弁をメーカーにつくってもらう必要があるため、今は工事位置の確認や農家とやりとりをしながら、施工のタイミング等を調整しているところである。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内)